

義務教育諸学校及び高等学校教科用図書検定基準の一部を改正する告示案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

平成25年12月25日
初等中等教育局教科書課

この度、文部科学省では、義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成21年3月4日文部科学省告示第33号）及び高等学校教科用図書検定基準（平成21年9月9日文部科学省告示第166号）（以下、「検定基準」という。）の改正を予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基き、検定基準の改正案について、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

→【別添】参照

【2. 意見の提出方法】

(1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)

(2) 提出期限 平成26年1月14日 必着

(3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局教科書課 宛

FAX番号：03-6734-3739

電子メールアドレス：pckentei@mext.go.jp

(判別のため、件名は【検定基準改正案への意見】として下さい。また、コンピューターウィルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【3. 意見提出様式】

「検定基準改正案への意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の

用途では使用しません。

(初等中等教育局教科書課)